

2 食産第 3972 号
2 生畜第 1344 号
2 経営第 1985 号
令和 2 年 11 月 5 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、香川県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念される所です。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので、御了知いただくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き適切な指導等を行っていただくようお願いいたします。

施行注意：案の 1 から 4 の写しを添付すること